

千葉県告示第166号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和3年3月17日

千葉市長職務代理者  
千葉市副市長 鈴木達也

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
地域の茶の間 千葉県千葉市美浜区 真砂1-10-17	NPO法人カフェ・バル コニーの家 千葉県千葉市美浜区 磯辺3-5-7	令和3年 4月1日	1270100546	障害児相談支援